

回 答 書

競争加入者各位

分任契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部長 永 井 勉

調達件名：令和 8 年度「アスリート育成パスウェイの構築支援」委託事業
ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト（オリンピック競技）

標記調達件名の質問書について、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1	8. 委託経費(1)に、 「・・・また、アスリートが初回の活動に参加するための交通費等や、<u>保護者に係る費用（集合型合宿の送迎に伴う交通費を除く。）</u>についても、<u>対象外とする。</u>」とあります。 保護者の集合合宿引率に係る旅費（交通費・宿泊費）は、対象アスリートが小学生であっても対象外になってしまうでしょうか。 当協会では、J-STARプロジェクトの対象年齢を小学校6年生に限定しています。 小学生を集合合宿に参加させるにあたって安全面や保護者の安心、所属小学校長の当事業に対する理解を得る上でも保護者など責任を持てる成人による引率はマスト条件だと考えております。 R7年度は、小学生については、引率者の旅費（交通費＋宿泊費）を、保護者プログラムを実施することを条件に認めていただきました。今年度も同じ理解でよろしいでしょうか。	「委託要項 8. 委託経費（1）」に記載のとおり、保護者に係る費用については「集合型合宿の送迎に伴う交通費」を除き、対象外となります。したがって、対象アスリートが小学生である場合につきましても、集合型合宿の送迎に伴う交通費については対象となりますが、保護者の宿泊費などその他の経費につきましても、本事業の委託経費としては対象外となります。
2	海外における事業実施の可否について 現在、国内にソリ競技の実施が可能な競技場が存在しないため、発掘した選手の競技適性を確認・評価するには海外での機会が不可欠です。 つきましては、本事業（J-STARプロジェクト）の一環として、海外での活動（合宿・遠征等）を組み込むことが可能か否か、見解をご教示いただけますと幸いです。	国内の競技環境に関する競技特性上の課題については認識しておりますが、本事業における活動場所は、「地域と一体となった競技力向上サイクルの確立」という趣旨に基づき、原則として国内となります。 また「発掘した選手の競技適性を確認・評価する」ための活動は、本事業が目的とする「発掘」のフェーズにはあたらず、その後の「検証・育成」のフェーズに該当するものと解されます。 発掘後の検証活動については、本事業の対象とせず、各中央競技団体（NF）が実施する「NF プログラム」の枠組みにおいて実施してください。

No.	質問事項	回答
3	上記質問にも関連しますが、海外で実施する滑走評価、競技体験を、委託要項に定める「集合型合宿」として位置づけることは可能でしょうか。可能な場合、当該合宿において座学講座を実施し、地域指導者を招聘すれば、集合型合宿の要件を満たすものと理解してよいでしょうか。	上記「2」の回答のとおりです。
4	海外における滑走評価を発掘プログラムに組み込む場合でも、地域連携については、参加アスリートの居住地におけるPF、地方公共団体、地域TID事業等の指導者と連携し、国内での居住地活動、定例ミーティング、NF巡回指導を実施することで要件を満たすものと理解してよいでしょうか。	上記「2」の回答のとおりです。
5	海外での滑走機会を発掘プログラムの一部として実施することが可能な場合、当該海外活動に係るNFスタッフ、地域指導者、外部専門家、アスリートの渡航費、宿泊費、現地交通費、競技施設使用料、用具輸送費、海外旅行保険料、現地指導者、施設スタッフへの謝金又は役務費等は、委託対象経費として計上可能でしょうか。対象となる費目及び対象外となる費用の範囲をご教示いただければ幸いです。	上記「2」の回答のとおりです。
6	審査基準No. 10「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」について、常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、加点対象となるとの理解でよいでしょうか。実質、当連盟は何も認定は受けておりませんが、行動計画については今後策定が必要という認識であります。また、もしそうなるとした場合、提出期限時点で策定済みである必要がありますでしょうか。	審査基準 No. 10 の評価項目に記載のとおり、常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、加点対象となります。提出時点で策定がなされている必要があります。
7	⑦委託要項4-（3）発掘プログラムについて ・NFは、活動期間中に1回以上、居住地活動に対する巡回指導を実施すること ・発掘プログラムの初回活動は、NFおよび地域指導者が参加の上、実施すること とありますが、発掘プログラムの初回活動が居住地地域活動場所と同じ場合、NFが巡回指導を兼ねて、初回活動を行った場合、上記2件を兼ねることはできますか。	初回活動と巡回指導を兼ねて実施することにつきましては、「委託要項 3. 事業の内容（2）」に掲げる「地域のアスリート発掘・育成の仕組みを向上させる」という事業趣旨に照らし合わせ、「初回活動」および「地域活動への巡回指導」という両方の目的を十分に達成できる計画となっているか、貴団体においてご検討いただいた上で企画提案をお願いいたします。 ただし、当該初回活動において、中央競技団体（NF）による専門測定等の選考を主たる目的として実施する場合は、「地域指導者による居住地活動に対する巡回指導」の趣旨には合致しないため、巡回指導を兼ねることはできません。その場合は、別途、居住地活動の実施日において巡回指導を実施していただく必要がございます。